

## 骨子

- 2011年9月1日に導入
- 従来のシールを置換
- 加盟国以外の第三国国籍者用滞在許可証のEU共通標準化
- クレジットカード形式
- 非接触チップをカードに内蔵
- デジタル写真ならびに指紋により濫用から保護し、滞在許可証とその所有者の一意対応性を確保
- インターネットならびに機械での文書処理用電子識別機能
- 法的拘束力のあるデジタル文書用電子署名に対応

## 電子滞在許可証 (eAT)

従来の滞在許可証(シール)、期間滞在許可証ならびに永住許可証および用紙形式による代替許可証は2011年9月1日より、クレジットカード形式の電子滞在許可証(eAT)で置き換えます。

電子滞在許可証は生体識別データ(写真ならびに2個の指紋)、付帯条件(特殊要件)ならびに個人情報に格納した非接触チップをカードに内蔵しています。さらにチップは電子身分証明書ならびに適格電子署名を使用できます。

電子滞在許可証の導入にはEU全加盟国が義務付けられました。その法的根拠は欧州指令(EC) No. 1030/2002ならびに(EC) No. 380/2008です。その目的は欧州連合の滞在許可証を標準化し、文書ならびに文書所有者の一意対応性を強化するとともに、生体認証データの使用により濫用を防止することです。非加盟国の全EU居住者(乳幼児および児童を含む)には各自電子滞在許可証が発行されます。

### 注記

旅券ならびに旅券代替書類に貼られた従来の滞在許可証は2021年4月30日まで有効です。

### データセキュリティ

全ての情報ならびに認可事項は国際的に承認され確立された暗号化により保護されます。権限付与認証が個人関連情報にアクセスできる者を規定します。所有者は権限を付与された当局のみアクセスを許可されるので安心できます。

### 生体認証基準

写真はカード本体ならびにチップに格納されます。満六歳以上の非加盟国の全EU居住者用の場合さらに2個の指紋もチップに保存されます。

このため、申請は必ず本人が窓口で行ってください。

政府当局(警察、移民管理当局、ならびに、移民登録当局)のみが写真と指紋へのアクセス権限を付与されます。

### 付帯条件(特殊要件)

付帯条件はチップに保存され、さらに電子滞在許可証に付随する個別補足用紙に印字されます。

「補足用紙参照」の注意書きがカード本体に記載されます。付帯条件が変更されると、新たな補足用紙が編纂されチップ上のデータは書き換えられます。

政府当局のみ付帯条件へのアクセス権限を付与されます。

### オンライン本人確認機能

金融機関或いは政府当局をはじめとする経済界ならびに行政当局は、所有者が電子滞在許可証を使用して電子的に身分証明できる電子サービスを今後は提供できるようになります。このためインターネットポータルへのサインインプロセス、様式への記載、ならびに、インターネット或いは読取装置による年齢確認が簡素化されます。

政府から認可を得たサービス提供者のみ所有者のデータにアクセスできます。さらに、所有者が6桁の暗証番号により自分で個人情報の読み取りを確認しなければなりません。

サービス提供者はオンライン本人確認機能を使用する際、生体識別データを読み取ることはできません。

### 署名機能

電子滞在許可証は適格電子署名用の認証も保存できます。このため電子滞在許可証所有者は必要に応じて法的効力があるデジタル文書に署名を行うこともできるようになります。



発行者:  
連邦移民難民庁  
(Bundesamt für Migration und Flüchtlinge)  
90343 Nuremberg

メールアドレス: eat@bamf.bund.de